

判 決 要 旨

- 1 本件は、自衛隊員の母である原告が、被告が国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律6条1項による「南スーダン国際平和協力業務実施計画」に基づいて活動を行うことは憲法に違反し、原告の平和的生存権を侵害すると主張して、被告に対し、①平和的生存権に基づき、当該活動の差止め（本件差止請求）を求めるとともに、②原告の平和的生存権を侵害したことにより精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料20万円及びこれに対する遅延損害金の支払（本件国家賠償請求）を求めた事案である。

被告は、本件差止請求に係る訴えについて、不適法であると主張するとともに、本件差止請求及び本件国家賠償請求について、原告の主張する平和的生存権が具体的権利でなく原告の権利の侵害はないから理由がないと主張して、争っている。

- 2 本件差止請求に係る訴えの適法性について

- (1) 被告は、本件差止請求は必然的に防衛大臣の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものであるから、民事上の請求としてその差止めを求める訴えは不適法であると主張するが、自衛隊の派遣等において、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する行為は存在せず、それに必然的に伴う何らかの不利益な効果を受忍することを国民に直接義務付けるものとみることもできないから、本件差止請求の対象は「行政庁の処分その他公権力の行使」（行訴法3条2項）には当たらず、本件差止請求がその取消変更等を不可避免的に包含するものとはいえないから、民事上の請求として本件差止請求をすることが不適法であるとはいえない。

- (2) 被告は、第10次要員については既に南スーダンから本邦に撤収（帰国）済み、第11次要員については既に本邦から派遣済みであり、差止めの対象とな

る行為が既に終了しているから、訴えの利益がないと主張するが、原告は、本件差止請求において司令部要員の派遣の差止めも求めており、司令部要員の派遣が終了したとは認められないから、訴えの利益が失われたとはいえない。

3 原告の権利の侵害の有無について

(1) 平和的生存権の具体的権利性一般について

憲法は、平和主義及び基本的人権の尊重を重要な理念であると位置付け、平和であることが基本的人権の保障の基盤であることを明らかにしているといえるのであって、平和のうちに生存することと国民の基本的人権が保障されることとは、密接な関連性を有している。

しかし、「平和」という概念が、国民各自の思想、信条、世界観、歴史観等によって多義的に解釈され得るものであり、かつ、それを達成し確保するための手段や方法も、複雑に変化する国際情勢に応じて多種多様なものがあり得ることに照らすと、憲法の前文から直ちに平和的生存権が具体的な権利として保障されているものと解することはできず、憲法9条や、13条を含む第3章の各規定に照らしても、平和的生存権が一般的にみて具体的な権利であり、国家賠償法上も保護された権利ないし利益であるということとはできない。

(2) 原告が主張する具体的な権利内容について

原告が主張する権利の具体的な内実をみた場合でも、原告が主権者である国民の一人として海外に派遣された自衛隊員の置かれた状況を慮り、その無事・安全を強く願う心情が道義的にみて尊いものであることを否定する理由はないが、自衛隊員の生命身体に危険が及ぶ具体的なおそれがある場合に、当該自衛隊員の権利が侵害されたとはいえるが、これによって、別の人権享有主体である原告自身の権利が侵害されたとみることはできない。原告が、自衛隊員の家族として、子が海外に派遣されるおそれがあり、その場合に子が戦闘に巻き込まれると生命身体等が害される可能性があると感じて、強い不安を抱いたこと、自衛隊の海外派遣に反対したいという心情と自衛隊内における子の立場へ

の配慮との間で、難しい立場に置かれたことは理解できるが、原告を含む自衛隊員の家族が抱くこの不安等は、当該自衛隊員の生命身体等に危害が生じ又はその危険があることに由来して生じるものであって、当該自衛隊員自身の法益の侵害に対しては、当該個人が侵害からの回復ないし侵害の予防を求めて権利を行使するものであるから、その侵害に対して家族が不安を感じたからといって、直ちに当該家族の法的に保護される利益が侵害されたとみることはできない。また、原告の子が所属する部隊から第10次要員が派遣されたものの、原告の子が実際に派遣されることはなく、原告の子の生命身体等に具体的な危険が及んでいるとも認められないから、原告の不安は、なお一般的な不安の域を出るものではない。

そうすると、具体的権利性が認められる原告の人格権ないし人格的利益が侵害されたということとはできない。

(3) 以上のとおりであり、その余の点について検討するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がない。

以 上